

公告第 20 - 10 号
令和 2 年 9 月 28 日

G E 健康保険組合
理事長 宇佐見 英司
(公 印 省 略)

健康保険組合同規約の一部変更について

G E 健康保険組合同規約の一部を下記のとおり変更したので、健康保険法施行令第 3 条 2 の規定により公告いたします。

記

G E 健康保険組合同規約

新	旧
(現物給与等の算定) 第 44 条の 2 法第 46 条第 2 項(法付則第 3 条第 3 項において準用するものを含む)の規定により給与等の全部又は一部が金銭以外のものである場合におけるその価値の算定については、理事会の定めるところによる。	(現物給与等の算定) 第 44 条の 2 法第 46 条第 2 項(法付則第 3 条第 3 項において準用するものを含む)の規定により給与等の全部又は一部が金銭以外のものである場合におけるその価値の算定については、理事会の定めるところによる。
(予備費の費途) 第 48 条 <u>一般勘定のうち</u> 、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (各号 略) 2 (略)	(予備費の費途) 第 48 条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (各号 略) 2 (略)
附 則 この規約は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。	

以上